

第一回 国会 決議 院 決算委員会 議 録 第十五号

昭和二十二年九月十九日(月曜日)

午後二時十七分開議

出席委員

委員長 竹山祐太郎君

委員 片島 港君

竹内 克巳君

辻井民之助君

馬越 晃君

長尾 達生君

平井 義一君

齋藤 晃君

出席政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君

法制局長官 井手 成三君

總理廳事務官 前田 克巳君

行政調査部 浅井 清君

公務員部長 三宅 太郎君

委員外の出席者

總理廳事務官 三宅 太郎君

本日の會議に付した事件

國家公務員法案(内閣提出)(第五四號)

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に關する法律案(内閣提出)(第五八號)

證人出席要求の件

○竹山委員長

これより會議を開きます。

お諮りをいたすことがあります。昨日、國家公務員法案外一件の審議のために、兩院合同審査會を開くことに御協議をいただきましたが、その日時、場所につきましては、明後日十月一日

の午後一時より、衆議院の第十三委員室において開會をいたしたいと思ひます。その際民間のこれに關係のある方から意見の聴取をいたしたいと存じます。これはでき得れば公聴會を開きたい希望をもっておりますが、審議を急ぐために、その手續に要する日数がないのでかようなことにいたしましたわけ、そのために衆議院規則の第五十三條によつて、證人としての出席を求めまして、兩院合同審査會の席上において證人の證言、意見の開陳を求めることにいたしました。存じます。委員長の手も氏名を申し上げて、御承認をいただきたいと思ひます。全官公の委員長の佐藤安政君、國鐵の委員長加藤閑男君、全通委員長橋本一吉君、日教の委員長荒木正三郎君、早稲田大學の教授吉村正君、東京帝大教授の杉村章三郎君、毎日新聞論説委員井上穂三郎君、公法研究會の鶴岡信成君、同じく山之内一郎君、それから村上恭一君、以上十名の方にお願ひを申して、手續上、うち五名を衆議院より出席の手續をとりたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○竹山委員長

これより會議を開きます。

お諮りをいたすことがあります。昨日、國家公務員法案外一件の審議のために、兩院合同審査會を開くことに御協議をいただきましたが、その日時、場所につきましては、明後日十月一日

の午後一時より、衆議院の第十三委員室において開會をいたしたいと思ひます。その際民間のこれに關係のある方から意見の聴取をいたしたいと存じます。これはでき得れば公聴會を開きたい希望をもっておりますが、審議を急ぐために、その手續に要する日数がないのでかようなことにいたしましたわけ、そのために衆議院規則の第五十三條によつて、證人としての出席を求めまして、兩院合同審査會の席上において證人の證言、意見の開陳を求めることにいたしました。存じます。委員長の手も氏名を申し上げて、御承認をいただきたいと思ひます。全官公の委員長の佐藤安政君、國鐵の委員長加藤閑男君、全通委員長橋本一吉君、日教の委員長荒木正三郎君、早稲田大學の教授吉村正君、東京帝大教授の杉村章三郎君、毎日新聞論説委員井上穂三郎君、公法研究會の鶴岡信成君、同じく山之内一郎君、それから村上恭一君、以上十名の方にお願ひを申して、手續上、うち五名を衆議院より出席の手續をとりたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○竹山委員長

これより會議を開きます。

お諮りをいたすことがあります。昨日、國家公務員法案外一件の審議のために、兩院合同審査會を開くことに御協議をいただきましたが、その日時、場所につきましては、明後日十月一日

の午後一時より、衆議院の第十三委員室において開會をいたしたいと思ひます。その際民間のこれに關係のある方から意見の聴取をいたしたいと存じます。これはでき得れば公聴會を開きたい希望をもっておりますが、審議を急ぐために、その手續に要する日数がないのでかようなことにいたしましたわけ、そのために衆議院規則の第五十三條によつて、證人としての出席を求めまして、兩院合同審査會の席上において證人の證言、意見の開陳を求めることにいたしました。存じます。委員長の手も氏名を申し上げて、御承認をいただきたいと思ひます。全官公の委員長の佐藤安政君、國鐵の委員長加藤閑男君、全通委員長橋本一吉君、日教の委員長荒木正三郎君、早稲田大學の教授吉村正君、東京帝大教授の杉村章三郎君、毎日新聞論説委員井上穂三郎君、公法研究會の鶴岡信成君、同じく山之内一郎君、それから村上恭一君、以上十名の方にお願ひを申して、手續上、うち五名を衆議院より出席の手續をとりたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○竹山委員長

これより會議を開きます。

お諮りをいたすことがあります。昨日、國家公務員法案外一件の審議のために、兩院合同審査會を開くことに御協議をいただきましたが、その日時、場所につきましては、明後日十月一日

の午後一時より、衆議院の第十三委員室において開會をいたしたいと思ひます。その際民間のこれに關係のある方から意見の聴取をいたしたいと存じます。これはでき得れば公聴會を開きたい希望をもっておりますが、審議を急ぐために、その手續に要する日数がないのでかようなことにいたしましたわけ、そのために衆議院規則の第五十三條によつて、證人としての出席を求めまして、兩院合同審査會の席上において證人の證言、意見の開陳を求めることにいたしました。存じます。委員長の手も氏名を申し上げて、御承認をいただきたいと思ひます。全官公の委員長の佐藤安政君、國鐵の委員長加藤閑男君、全通委員長橋本一吉君、日教の委員長荒木正三郎君、早稲田大學の教授吉村正君、東京帝大教授の杉村章三郎君、毎日新聞論説委員井上穂三郎君、公法研究會の鶴岡信成君、同じく山之内一郎君、それから村上恭一君、以上十名の方にお願ひを申して、手續上、うち五名を衆議院より出席の手續をとりたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○竹山委員長

これより會議を開きます。

が、これは正直に言うに何處聴いてもよくわからないのですが、今の決定では全部に實行の見える見通しは、何年くらいかかるお見込みでありますか。

○淺井政府委員 大體二年くらいで全部やれるかと存じております。

○竹山委員長 これは實際に調査してこれを適用してきめるのが二年でできるのですか。

○淺井政府委員 つまり人事院規則できめることになつておりますが、その人事院規則ができませんまで二年と考えております。

○竹山委員長 そするとそれが實際に適用してはどうかと動き出すのは、それからまたかかるわけですね。

○淺井政府委員 人事院規則ができません、すぐ動き出せるわけでございます。但しこの法案にもありますように、可能なるところから漸次にやれることになつておりますから全部が動くのを二年と抑えました。ですからそれより先に適用し得る部分ができるだろうと思つております。

○受田委員 これは職階制と特別職と關係をもつてくると思うのであります。が、この職階制によつて非常に専門官職が固定されるということが豫想されるのであります。その場合に政策決定にあつておる部課長のようなものが、特別職の方から繰出されておることについては、妥當を缺くおそれはないだろうか。従つて一般職の中から特別職である次官などと同列にこれを配置する必要があるのではないかと思ひます。

のであります。が、御意見を伺いたいと思ひます。

○淺井政府委員 立案者いたしましたし、部課長の程度はさつきからも申し上げましたように、行政の方に属しておるものと考へます。そして次官その他は政治の方に属しておるものと考へておりますから、部課長までこの中から取除くことは考へておらないのであります。

○受田委員 ところが部課長は政策決定に當然參與する階層だと思ひます。す。けれどもこれを一般職の方へ入れておくことになると、さつぱり政治性をもたない存在になつてくる。非常にその點はつきり線は引かれるのであります。よろしく。こうして労働運動などが強烈に展開され、民主化された今日、部課長をそのものが、すでに労働關係においては政策決定の存在として特殊扱いをされておるのが通念であります。これを一般職の方へ遷移することの可否について、いま一度考へを願つたらと思ひますが……。

○淺井政府委員 お答えは同じでございますが、私どもの考へ方といたしまして、政治というものは國務大臣を初め、その他の方で決定すべきものであります。部課長などの属しておる行政機構をいたしましては、どこまでもそれは政治ではないのであつて、政策決定に參與いたしまして、それは政治のよき補助者である、こういう考へ方に立つておりますから、部課長のところではまだ特別職と考へません。

で、一般職の中でこれを取扱うことにしておるわけでありまして。

○受田委員 職階制の問題は非常に専門的になりますし、委員各自ももう少し説明をよく聴取して、しかもこの參考資料を綿密に調査、研究して當る必要があると思ひますので、せつかく今配付物もいただきましたから、この點もう一度深刻な討議をする機會を與えていただきたいと考へます。

○竹山委員長 承知いたしました。

○受田委員 それでは政府委員にお尋ねしますが、この職階制を採用しておるアメリカの實情を伺ひたいと思ひます。アメリカが全官吏の三〇%程度を自由任用で採用しておるといふこの實情と、職階制の現實面と、日本に適用した場合の可否について伺ひたいと思ひます。

○三宅説明員 ただいまお話のございましたアメリカの問題ですけれども、アメリカはだんだん縮小して三〇%となつておるのでございます。それで三〇%の中には、アメリカには委員會の委員がたくさんございまして、日本では委員會が一つの行政機關として働いておることはいくつかございます。たとえばアメリカでございましては、インテリステート・トレッド・コミッションという委員會がございまして、その委員會の委員は、實に重要な地位を占めておるのでございます。これがすべて職階制の適用がないわけでございます。それから日本と同じように、機密を扱つておるその人の個人的な信頼

で、一般職の中でこれを取扱うことにしておるわけでありまして。

○受田委員 職階制の問題は非常に専門的になりますし、委員各自ももう少し説明をよく聴取して、しかもこの參考資料を綿密に調査、研究して當る必要があると思ひますので、せつかく今配付物もいただきましたから、この點もう一度深刻な討議をする機會を與えていただきたいと考へます。

○竹山委員長 承知いたしました。

○受田委員 それでは政府委員にお尋ねしますが、この職階制を採用しておるアメリカの實情を伺ひたいと思ひます。アメリカが全官吏の三〇%程度を自由任用で採用しておるといふこの實情と、職階制の現實面と、日本に適用した場合の可否について伺ひたいと思ひます。

○三宅説明員 ただいまお話のございましたアメリカの問題ですけれども、アメリカはだんだん縮小して三〇%となつておるのでございます。それで三〇%の中には、アメリカには委員會の委員がたくさんございまして、日本では委員會が一つの行政機關として働いておることはいくつかございます。たとえばアメリカでございましては、インテリステート・トレッド・コミッションという委員會がございまして、その委員會の委員は、實に重要な地位を占めておるのでございます。これがすべて職階制の適用がないわけでございます。それから日本と同じように、機密を扱つておるその人の個人的な信頼

を基礎にしておられます秘書官、これが全部ないわけでございます。それから向うでは法律顧問が各省に大分おるようでありまして、それについても適用がないわけでございます。それからもう一つありますのは、アメリカで、いわゆる専門的にわたらないような長官といった方は、この適用がないわけでございます。それで合計平均いたしましたら三〇%くらいはまだ残っております。思います。なおそれに普通の単純事務者という方、特殊の技能をもっていない勤労者の方、つまりタイプをやる、あるいは速記をやる方、もちろん職階制の中には残っておりますが、それ以外の臨時的に雇用される、たとえば大工であるとか、そういうような別に特技がない者がはいっておりますので、それで三〇%になつております。その内訳はいろいろ書物にも出ておりますが、はつきりしておりませんけれども、結局向うには委員というものが各省に相當おられるようでございますが、その方が大部分を占めておられるのじやないか、こう考えております。

○愛田委員 それでは、この間からの質問の残りでその後私研究してみたい一度當局の御意向を質したいと思ふことを申し上げます。最初に高文制度を廢止することになりますか、長い歴史をもつこの高文制度が、スゴイルズ・システムのこの段階から除外されて、非常に官僚行政の温存を招いた大きな力でありましたが、これが今度切りかえられて廢止されることに對して、學生その他受験者の心理がどういふふうに展開してきておるか、昨年、今年と敗戦後の高文受験者の質並びにその一般の空氣、こういうものに敏感に公務員法案の動きがよみとれるものであります。これはいつて昨年及び今年の実施された高文制度の最後の段階における法制局當局の調査をもちつとお伺いしたいのであります。

○井手政府委員 この法案の実施によりまして、いわゆる高等文官試験制度は廢止になります。そしてこれに代り非常に科學的でかつ精密な、眞に適材を選び得るような試験制度に變つてくると思ひます。さて今日高等文官試験を受けて約十年なり十五年先をよみてつて學生が勉強し、試験を受けてきたことはまさにその通りの實情でありまして、こういう新しい公務員法が出てくる、またいろいろ世の中の大きな轉換期に際して高文受験者または高文を受験せんとする次代の若い者はどういう考えであるかという御質問であります。これは戦時中學徒動員があつて、體がしつかりしておる、知能もしつかりしておる、いわば次の時代の中堅になつていただかなければならぬ人が、第一線に行つておりました。そしてこちらでゆつくり試験を受ける、勉強できるといふのは、知能的に、あるいはまた肉體的に劣つておる者しか受けられないという状況で、かえつてこつてな不公平だといふので、暫らく高等文官試験制度をやめておりました。終戦に伴つて各省とも幹部になるべき職員採用に苦しみ、かつまた優秀な若者の受験の方法を閉じておくこともいけなないので、とりあえず、最近においてこれを復活いたしました。しかるところ最初のときはまだ應召、復員でしつかりしてない。かつまた今後兵隊にとられることはない。という關係で、少しゆつくり勉強してあまり點數が悪いところを通つてしまふよりも、何年かかつても、いい點數で通つた方がいいという心理があらはれます。最初のときは割に少うございまして、また東京に試験を受けに来ること非常に交通上また食糧その他の關係で困難と考えて最初は東京、京都、九州、東北というくらいにいたしました。これはさらに東京帝大に非常に合格者が多いという點が一つ、地域的に分散したらどういふことになるだろうか。實際はあるいは間違つておるかもしれませんが、中央と東北大學が及第者が多いのじやないかと思つておりましたが、必ずしも帝大ばかりではありませんが、東京帝大に特に多いという關係から地域を分散しましたが、九州、東北はそれほどの受験者もなく、またその間試験問題が漏れないようにするとか、いふような困難がありました。今年には東京と京都でやりました。そういうわけで、割合に地理的その他の條件がよいといふこともあつたと思ひますが、今年には往年に比するほどの人員が受験いたしました。そしてその受験内容であります。最近私ども法制局に職を奉じております者は、原則として試験の採點をいたさないことにいたしました。學校の先生方、あるいは最近なるたけ先生以外の日本銀行の局長であるとか、あるいは財界人であるとか、あるいは辯護士會の方であるとか、あるいは方にお願いをいたしました。同いふと學校の勉強が十分でなかつたにかかわらず、その一部分は非常によい成績をとつておるというのです。それから半ば以下はやはり非常に悪い、全體を通じて學力は落ちております。

○愛田委員 それでは、この間からの質問の残りでその後私研究してみたい一度當局の御意向を質したいと思ふことを申し上げます。最初に高文制度を廢止することになりますか、長い歴史をもつこの高文制度が、スゴイルズ・システムのこの段階から除外されて、非常に官僚行政の温存を招いた大きな力でありましたが、これが今度切りかえられて廢止されることに對して、學生その他受験者の心理がどういふふうに展開してきておるか、昨年、今年と敗戦後の高文受験者の質並びにその一般の空氣、こういうものに敏感に公務員法案の動きがよみとれるものであります。これはいつて昨年及び今年の実施された高文制度の最後の段階における法制局當局の調査をもちつとお伺いしたいのであります。

○愛田委員 御説明で大體了承いたしましたのであります。今まで學歴をもたない者が、唯一の登龍門として、この高文を僥へていた事實は、これはおおうべからざるものであります。それが失われた今日、ゆだんをしておると、この中にあるいは採用に際して條件が附せられておられますが、その條件の中に學歴などがややもとる取上げられるおそれはないだろうか、そういう人種、學歴、性別に關與せずという規定はありますけれども、實際的に學歴を尊重する。しかも私學よりも官學を尊重するといふことが、事實においてさういふところに人材が多いという建前で自然にさういふ形になるおそれはないだろうか、さういふように考えます。かつ非常に優秀な人物を採用試験に見出すところの明が當局に十分存在しておれば、これは結構であります。やはり後輩をひつぱるとか、いろいろ關係で從來の官學が依然として温存されるというやうな危険があるならば、これは非常に公務員法案の精神にもとることをと思ひますので、この點最近優秀なやうした勉強をしてきた人物も、決してその勉強がむだでないやうな方向に、この切りかえに際して當局で御考慮願ひたい。また特別職に裁判官並びに最高裁判所長官秘書官、及び裁判所調査官をあげておりますが、この裁判官に對しては高等試験の司法官の試験をいかに切りに切られていくか、法律的な専門知識をどのやうにテストするかといふやうな、こゝであげておられませんけれども特別職としての構想をお伺ひしたいと思います。

○井手政府委員 ただいま試験の構成についてお話がございましたが、まったく御同感の至りでございまして、この職階制度を採用いたしますことは、すなわち人事行政の公正といふことでございます。從來うわさをされておりました日本官界における派閥と

す。これは日本全體の知識が落ちた反映ではなからうかと思つております。その意味において高等文官試験制度にかなり魅力があるのではないかと、印象を受けております。これは魅力があらうとならうと、現在の高等文官試験制度がもつておるその内容が、いいこともあらうと思ひますが、これに伴う弊害は、制度としてはかりにならうと思ひますが、實行上伴つておる弊害もございまして、今回この公務員法によりまして、この制度は一掃したい。さうしてかりに高文制度がもつておるよいものがあれば、職階制度におけられませんでした経済、法律、専門とか、その他においてそれに近い制度が残つてくる。他の職種の試験制度から出てきた人と相並んで國家の公務員のポストについていくという工合にしたいと思ひます。従つて現在の法學部とか經濟學部におられる大學生の卒業に近い人に對して、これは相當の影響だらうと思ひます。まだその影響を聞いておりません。しかしこの職階制はやはり非常に急ぎまして一、二年かかるのであります。それまでの間、現在のやうな幹部職員のとりの方を全然無視することはできませんから、ある程度の變形をしても一回は必らずやるだらうと思ひます。従つて今準備をしておる人々が全然駄目になるということはない。そのやうな方は多少改善をして實行できるならばやつていきたいと思ひます。

○愛田委員 御説明で大體了承いたしましたのであります。今まで學歴をもたない者が、唯一の登龍門として、この高文を僥へていた事實は、これはおおうべからざるものであります。それが失われた今日、ゆだんをしておると、この中にあるいは採用に際して條件が附せられておられますが、その條件の中に學歴などがややもとる取上げられるおそれはないだろうか、そういう人種、學歴、性別に關與せずという規定はありますけれども、實際的に學歴を尊重する。しかも私學よりも官學を尊重するといふことが、事實においてさういふところに人材が多いという建前で自然にさういふ形になるおそれはないだろうか、さういふように考えます。かつ非常に優秀な人物を採用試験に見出すところの明が當局に十分存在しておれば、これは結構であります。やはり後輩をひつぱるとか、いろいろ關係で從來の官學が依然として温存されるというやうな危険があるならば、これは非常に公務員法案の精神にもとることをと思ひますので、この點最近優秀なやうした勉強をしてきた人物も、決してその勉強がむだでないやうな方向に、この切りかえに際して當局で御考慮願ひたい。また特別職に裁判官並びに最高裁判所長官秘書官、及び裁判所調査官をあげておりますが、この裁判官に對しては高等試験の司法官の試験をいかに切りに切られていくか、法律的な専門知識をどのやうにテストするかといふやうな、こゝであげておられませんけれども特別職としての構想をお伺ひしたいと思います。

○井手政府委員 ただいま試験の構成についてお話がございましたが、まったく御同感の至りでございまして、この職階制度を採用いたしますことは、すなわち人事行政の公正といふことでございます。從來うわさをされておりました日本官界における派閥と

○愛田委員 御説明で大體了承いたしましたのであります。今まで學歴をもたない者が、唯一の登龍門として、この高文を僥へていた事實は、これはおおうべからざるものであります。それが失われた今日、ゆだんをしておると、この中にあるいは採用に際して條件が附せられておられますが、その條件の中に學歴などがややもとる取上げられるおそれはないだろうか、そういう人種、學歴、性別に關與せずという規定はありますけれども、實際的に學歴を尊重する。しかも私學よりも官學を尊重するといふことが、事實においてさういふところに人材が多いという建前で自然にさういふ形になるおそれはないだろうか、さういふように考えます。かつ非常に優秀な人物を採用試験に見出すところの明が當局に十分存在しておれば、これは結構であります。やはり後輩をひつぱるとか、いろいろ關係で從來の官學が依然として温存されるというやうな危険があるならば、これは非常に公務員法案の精神にもとることをと思ひますので、この點最近優秀なやうした勉強をしてきた人物も、決してその勉強がむだでないやうな方向に、この切りかえに際して當局で御考慮願ひたい。また特別職に裁判官並びに最高裁判所長官秘書官、及び裁判所調査官をあげておりますが、この裁判官に對しては高等試験の司法官の試験をいかに切りに切られていくか、法律的な専門知識をどのやうにテストするかといふやうな、こゝであげておられませんけれども特別職としての構想をお伺ひしたいと思います。

いう考え方はぜひ一掃しなければならぬ、こういうことを考えております。この法案においてもごらんのように、大学の學部から二人の人事官が出てはならないという規定を設けておられます。これは、たまたま、そういうふうな考え方がここに頭を出しておられるわけでありまして、その點御懸念はないと存じます。ただこの試験は、この法案にも書いてございますように、この職階制で規定いたしました能力を實際に證明する試験と相なつてまいるのでございまして、從來のような單に、暗記的な學問に偏するといふ非難のありますような試験はなくなるのである。従いまして公正でありかつ實際的である。こういう試験に相なつてまいりますから、ただいまお述べになりましたような方向へ必然的に向いていくかと存じております。なお司法官の試験のことにつきましては、法制局長からお答えいたします。

○井手政府委員 今日までにすでに政府委員からお答えをいたしましたけれども、この國家公務員法は國家公務員の大きな大筋でございます。従つてこの法案が實施されますまでは、他の關係法令の整理改廢がこれに伴わなければならないと思ひます。それでこの公務員法が動きますと、特別職に對しての立法が、その整理の整理と言ひますが、これに伴つて全體の體制を整えるために出なければならぬと思ひます。おそろくこの法律は次の議會ぐらゐにはこれを出したいと思ひます。その次第であります。その内容につきましては、まだ十分なる確案といふまでには至つておりませんが、ともかくこの法案の進行に伴ひまして極力急

いである次第であります。たとえば特別職の中でも内閣官房長官とか、國務大臣とか、各省政務次官とかいうような職につきましては、この法がございまして特別職に適用がないことになりまして、何ら適用すべき法規がなくなるのであります。これにつきましては特別職の中でのいわゆる自由任用、昔の政務官的なものがこれについての法の一つの體系として出てこなければならぬ。その中でたとえばクラシフィケーションによつて一足の資格をきめるとか、俸給がだん／＼上つていくといふことはおかしいと思ひます。たとえば官房長官であれば、資格は全然自由である。それから俸給はAの人が来て、Bの人が来て、もどんな年齢の人がきても同じ俸給になる。またそれが少し動いていくと上つていくといふような一般の俸給のやり方ではなくとも思ひます。また服務規程につきましても、政治的の官職は全然制限はなくなるだろうと思ひます。しかし全般の方針としてはやらないけれども、いふ方向にはもちろん動いていくと思ひます。そういふう／＼あい／＼な規定をもつた特別法が出ると思ひます。結局ただいま御質問になりました裁判官その他でございますが、これは特別職でございますが、すでに一定の規定がございまして、これは現在のシステムから言ひますと、一般法規が基礎になりまして、その上に特別の規定が載つておるかつつこうになつておるかと。たとえば服務規程にしても、分限規定にしましても一般の官吏制度の規定が適用になつておるかと、その上に特別の規定が載つておるかつつこうになつております。しかるにこの法規がござい

すと、基礎になつておる一般の法規がなくなりまして、その基礎になるべき法規をどうしてもつくりあげなければならぬと思ひます。それでその資格等についてはどうかといひますと、現在新憲法においての裁判官にふさわしいといひますか、一應これは適當なりといひます。國會の御審議を受けた裁判官の任命の資格がすつかりきまつておる次第であります。もちろん今度の新公務員法によりまして、新しい制度が行政官一般にできた、これと關連しまして相當なる修正がもちろん研究されると思ひますが、大きな筋としましては、裁判官自體についての専門的な任用資格が一應きめられておると考へられますので、これを基礎としまして、これに對して新しい角度から、裁判官はもつとどういふような要素がほしいのだといふような研究がさらに加わりますれば、これは改善していきたい、かように存じます。従つて現行制度の高等試験制度のようなものはなくなりまして、ああいう内容に近い、法律的なものを基礎にし、一般の常識といふか廣い高度の識見を有する者といふような試験をし、さらに事務修習をして本ものにしていくような體制がとられるのではないかと思ひます。これはまだ確案を得ておりませんが、正式にどういふような案をもつておるといふようなことにはなつておりません。

○委員 ただいまの政府委員の御説明で、從來の官吏制度の資格に關する高文制度の功罪をお伺ひしたわけでありまして、さらにこれから後の特に裁判官の資格をどうするかといふような特別についての御意向を承つたのであ

りますが、これらを一貫してこれから先努めて民主化される官制を考えますときに、一つの不滿が起るのであります。この公務員法案が成立いたしましたも、形の上で成立したのみで實質がこれに伴わなければ何ら用をなさない。特に最近のように非常に物資が不足し、生活が困窮しておるときに最も憂えられるものは、官吏が職務その他相當犯罪を犯しておる。檢事のような地位にある者さへも、さうした罪を頻發しておる現段階であります。こゝろした生活の問題と同時に、官の威信を傷つけないといふこの二つを兩立させるというところは、官吏は今實に氣の毒であるといわれるほど痛ましい姿である、これをはつきりと兩立させるように行き方は、この國家公務員法案の全部を見渡してもさほどはつきりしたものはあるか、ない。特に最低生活の保障といふ點においてこれに何ら規定してない。私はこの點について希わくは第六十二條に「職員の給與は、その官職の職務と責任に應じてこれをなす。」こゝろ規定と、その次の「前項の」云云にあるところに、少くとも憲法に保障されておる最低生活の確保といふ文句でも入れてこれを認めてやるとか、それから先般來私頻繁にお尋ねしました給與に關する團體交渉權を認めるような規定をおくとか、こゝろいふやうな點で少くともこの全部を流れるものにもう少し民主化された空氣をおわす必要がある。しかも一方で威信の保持とともに生活權の保障を得て安心してその職を止まらぬと思ひます。もう一つは依然として拂拭のできない官僚の横暴があると思ひます。たと

えるならば、陳情その他に來た人たちに對する官吏が、その學問的知識を振りかざして横暴な態度をとる者が、特定の場合であります。ある。そういうやうな者に對しては、この新しい公務員法は相當の制裁を加える規定が設けられてある。しかもその制裁を加える規定が設けられてある。しかもその制裁を加える規定を加える規定には相當な民主化された方法をとることになつておりますが、この過渡期にこの法案がたゞ形式化されず、實質を伴つて、官吏が極度に技術的専門的な面で一般國民よりも優越しておるといふ感じをもつことなると、もつと社會的能率を發揮するやうな官吏であるといふところに頭を切りかえていくように、これが訓練されなければならぬと思ひます。そして國民の奉仕者としてはつきりと新憲法で規定された官吏道が、今後希くわ日本國民の健全なる社會を構成する段階において、特權的存在でなくして、縁の下力もちとして社會をひつぱつていく、新建設をしていく推進となる空氣へもつていく、そういう意味で立法責任にあるわれ／＼として、この法文をもつと具體化して、もつと民主的に規定を改める必要はないか、こう考へます。これは先般來頻繁にお尋ねしたことを、こゝろいふ方向でまとめていつて、この條文の加除訂正、修正をやつていくといふところへもつていく必要があると思ひます。併せてもう非常に迫つておる法案審議期間でありますから、こゝろ重點をおいてまとめたい、こゝろいふやうな方向へ進みたい、こゝろ考へます。

もう一つの法文について、昨日日曜であるにかかわらず、われ／＼決算

委員はここに出て、慎重に審議したの
でありましたが、その際法制局長官に對
してお尋ねした事柄で、長官よりお答
えがなかつた事柄があるのを、私、こ
こでも一度お尋ねして、法制局長
にお答え願いたいと思ふのでありま
す。私はこの法文があまり文章の上に
おいてごこない、固苦しい。この法
案が法律となつた際には、一般國民に
親しめるものでなければならぬから、
もつと解釋が自由にできるように、こ
の文章を平易に書き改める必要はない
か。特に三十九條にあるこの文章のこ
ととは、どう見てもその解釋に困る。
「じや／＼してゐる。もつとす／＼」
と言ひ現わせないのですか。この點法
文の立案をなさる専門家でいらつしや
る法制局當局は、何とかこれを書き直
すことができないか。何人も、左の各
號の一に掲げる事項を實現するため
に、金銭その他の利益を授受し、提供
し、要求し、若しくは授受を約束し、
脅迫、強制その他これに類する方法を
用い、直接たると間接たつとを問わ
ず、公の地位を利用し、その利用を提
供し、要求し、若しくは約束し、又は
これらの行爲に關與してはならない。」
何かこれは二行くらいに書き改める必
要はないのか。何だかこれだけ讀んだ
のではピンとこないのではありません。
こういう點について立案者としてもつと
お考え願ひたい。

それから私が昨日お伺したのに對
して、私どももピンとこなかつたお答
えなんです。七十三條の三號の規定
です。「職員は元氣回復に關する事
項。昨日お尋ねしたところが、元氣回
復はこれから元氣を回復してす／＼く
活潑にやるのだ。そういう意味を言わ

れましたが、私は元氣回復というの
は、從來元氣であるべきものが、それ
が非常に弱つてゐるのをとへ取りも
どすのであつて、何ら積極性がない。
もしをういう意味であるならば健康増
進に關する事項とでもすればいい。そ
れで私は休養という言葉を出してはい
かがと申し上げたら、この審議にあた
つてそういうことも考えられたが、結
局何らか新しいにおいするものとい
うことでレクリエーションの言葉の解
釋が元氣回復とすべきであるというふ
うになつたのだというところがあるが、
この點休養という言葉、これをもう少し
積極的に言うならば、健康増進とか
いうところにもつていくべきではない
か。そうならば第二の「職員の保健に
關する事項」と併せて、職員の保健並
びに休養に關する事項、こういうふう
にまとめるかどうかして、いさ少し法
文を大衆の親しめるものにした。今
すでに國語が民主化されようとして新
しい小學校、中學校の教科書は實に平
易に認めるようになってゐる。ところ
が從來の法文と同じように、否今まで
よりむしろおかしくなつてゐる。「す
べて」とか「何人」とか翻譯文みたいな
感じのする法文が書かれてゐることに
對しては、實に私は遺憾だと思ふので
あります。思い切つて法文作成につ
いては法制局當局の認識を御轉換願つ
たらどうかと思ふのであります。以上
であります。

○井手政府委員 今仰せになつたこと
は非常に私ども同感な點が多いのでご
ざいます。まず第一に、この國家公務
員法ができて形式上の實施でなく、
ほんとうに魂がはいするようにやらなけ
ればならない、またそれに向かうやうな

法文にしておかなければいけないと言
われることにつきましては、まつた
く御同感であります。私もこの法案
の作成の一部に參畫する名譽をもつた
わけでありまして、ただいま仰せにな
つたやうな趣旨でできるだけ努めたの
であります。遺憾ながら／＼
皆さんの御満足を得るまでに至るな
かつたことは、われ／＼の未熟なところ
で非常に感銘に存じております。中
みにはいりまして、まず國家公務員は非
常に眞剣に職務に忠實になるといふこ
とを要求する一面、その廉潔を保つこ
とができるように、現在ではやむを得ず
いろ／＼悪いやうなうわさ／＼聞き、悪い
やうなことも事實あるやうだが、そう
いうことがないやうに、給與をはつき
りするやうにしたらどうかというお話
でございます。非常にもつともと存
じます。その條文を六十二條のところ
に入れたらどうかというお話でござ
いました。この法文をつくるにあたり
まして、國家公務員の給與につきまし
て、今申されたことはまつたく同感で
あります。もちろん法文を入れて
もよいだらうと思ひます。しかし先ほ
どお述べになりましたやうに、人たる
の生活を維持していくということが憲
法でも保障されてゐるし、勞働基準法
のまず第一條に、人たるに値する生活
を勞働基準として確保するといふこと
が書いてございます。この大きな憲法
及び勞働基準法は、國家公務員法の勞働
條件につきましてもおのずから適用が
あり、その精神に關つてそのわくを破
らない。そのわくの中にはいつてゐる
のであります。特に國家公務員につ
きまして十分なる給與を確保すると書
くことは、他の一般給與制度と一緒に

出るものでありますれば、いかにもい
いのであります。ここに書くのはど
うであらうか。これは勞働基準法と憲
法から當然出るから、あとはそれを受
けたものにして、給與のきめ方は技術
的に、職務と責任に應じてなすといふ
ことを書く程度でよいのではなからう
かと思つて立案した次第であります。
もちろんこれに對して受田さんのやう
な御批判があるやうかと存じますが、立
案いたしました考え方だけを申してお
きます。それから勞働協約、團體協約
等によつて給與の問題が／＼とき
められていくのだといふことを、ど
かに表わしたらどうかというお話で
ございましたが、國家公務員につきまし
ても御承知の勞働組合法、勞働關係調
整法によりまして、原則として組合結
成權及び組合による團體交渉の權利は
認められてあります。その方の問
題は勞働關係調整法及び勞働組合法の
方に任せる。そして國家公務員法の
方においては、特にその關係について
はプラスしたりマイナスしたりする
やうな段階というか、研究が至つ
ていないと申します。この法として
特にこれに對して附け加えたり、これ
をまた曲げるやうな案をここにきめる
だけのところに至つていない。あるい
はまたこの程度でこの國家公務員法と
してはよいのだらうといふので書いた
次第であります。團體協約によつて
勞働條件をしつかりした公正なものに
する、民主的なものにするといふ仰せ
の趣旨はわれ／＼として十二分に同
感でございまして、それは勞働法制的
方でこれを相成んで運籌されていく
べきものであらうと考へた次第であり
ます。

それから三十九條のこと、元氣回
復の問題をさうとお答へいたしたい
と思ひます。昨日私も、日曜日であり
ましたが、皆さんの御精勵のお供をし
ましてまいりました。受田さんからも
御質問があつて長官から答えをしま
せんで、私もあとで長官にそのことを申
しました。長官も非常に申譯ないと言
つておりました。實はこの機會を與え
られて非常にありがたいと思つてお
ります。三十九條は非常にわかりにくい
條文であります。實はこのいゝゆる
禁止規定と言ひますか罰則のついてお
りません規定であります。未遂罪を罰
しないので、罪自體をつくつていくとい
う立て方をつておりました。従つて約
束とかさういふやうなことを未遂罪と
いうやうな形でなくて、本來の罪をつ
くつていく、本來の罪をはつきり書く
といふ書き方をいたしました。そうし
て何人もさういふやうな表現は／＼
今までの法令にもたくさんあるのであ
ります。またその關係が絡み合つ
て、三十九條を見ると上げも下げもな
らぬやうな感じがあります。私ども
實は公務員法は原案として約二百年
くらいにまたがつてゐるわけでありま
す。大體これだけのことは處罰したい
といふやうな、實體的な研究をいたし
ました結果、こゝういふ内容になりま
した。この罰則規定が實にたくさん國家
公務員法に出るのは、國家公務員とい
うのが大いに國家全體の奉仕者として
意氣激刺を働いてもらいたいといふの
に、この條文に何だか、罰則が多いの
もどうだらうかといふので、非常に苦
心してこの三十九條一箇條に追ひこん
だのであります。努力はいいけれど
もまため方が下手だといふお叱りに非

それから三十九條のこと、元氣回
復の問題をさうとお答へいたしたい
と思ひます。昨日私も、日曜日であり
ましたが、皆さんの御精勵のお供をし
ましてまいりました。受田さんからも
御質問があつて長官から答えをしま
せんで、私もあとで長官にそのことを申
しました。長官も非常に申譯ないと言
つておりました。實はこの機會を與え
られて非常にありがたいと思つてお
ります。三十九條は非常にわかりにくい
條文であります。實はこのいゝゆる
禁止規定と言ひますか罰則のついてお
りません規定であります。未遂罪を罰
しないので、罪自體をつくつていくとい
う立て方をつておりました。従つて約
束とかさういふやうなことを未遂罪と
いうやうな形でなくて、本來の罪をつ
くつていく、本來の罪をはつきり書く
といふ書き方をいたしました。そうし
て何人もさういふやうな表現は／＼
今までの法令にもたくさんあるのであ
ります。またその關係が絡み合つ
て、三十九條を見ると上げも下げもな
らぬやうな感じがあります。私ども
實は公務員法は原案として約二百年
くらいにまたがつてゐるわけでありま
す。大體これだけのことは處罰したい
といふやうな、實體的な研究をいたし
ました結果、こゝういふ内容になりま
した。この罰則規定が實にたくさん國家
公務員法に出るのは、國家公務員とい
うのが大いに國家全體の奉仕者として
意氣激刺を働いてもらいたいといふの
に、この條文に何だか、罰則が多いの
もどうだらうかといふので、非常に苦
心してこの三十九條一箇條に追ひこん
だのであります。努力はいいけれど
もまため方が下手だといふお叱りに非

たうございます。

○佐藤(逋政府委員　まことにあります。一抱にたい御憂慮であらうと存じます。一抱においてきような御心配のお氣持を拘かれる方がこれはあり得ると存するわけであります。ただ全般の法制の建前からいまして、いかにも機械的にぎこちなくすべてが律せられるような感じを抱かれる面もこれはあるかと存じますけれども、ただいまの能率増進の關係の條項でありますとか、あるいはまた給與、それから保障關係の條項でありますとか、一應積極的な面を規定しておる簡條もあるわけあります。あとはそれらの條文を根據にいたしまして、温情ある、温たかみのある運営をなされなければいかぬものと考えておるわけがあります。世の中にはいろ／＼な性格の人がおりますが、やはりたくさん性格の人の中には、こういう公務員に向く性格をもつておる方もあることは否定できない事實であります。そういうような適材が自分の性格に合つた仕事として、公務員の仕事を選んで生涯の職業としてそれにいそしんでもらうということが、今私の觀測において決して悲觀的に考えるべきものではないように思ふのであります。いつぞやちよつと觸れましたように、實は御同様の懸念をひそかに私もちまして、去年からいわけゆる高等文官試験と申しまするか、高等試験が戰時中止つておりましたのが、去年から復活したわけであります。去年と今年とやつてみました。志願者が、こういう世の中でどのくらいあるだろうかという懸念を一應もつたのでありますが、これは以前試験制度をやつておりました

ころと一向遜色はないので、今年あたりはちよつと殖えておる傾向も見えております。従いまして私のひそかに抱いておりました心算も、あるいは杞憂でなかつたのではないか、これはほんのつたたりとして實際に私の抱きました氣持を申し上げる次第でありますけれども、建前としては、見透しにつきましては、さういふことはないものであらうというふうに考へております。この法案の關係においてはさういふことはないという考へであります。

○岡田委員 終りました。

○齋藤(寛)委員 私は先の質問の内容を聞いておりませんために、あるいは重複するかもしれませんが、ただ私一箇條質問しておきたいと思ひますことは、第百一條におきまして、職員が政黨行為に對し、あるいは政治的活動に對して、何ら關係できないというやうな條項があるのであります。私この條項につきまして、やはり官公職員が公正なる勤勞者として認められて、その意思が自由闊達に憲法治下において認められるという現在におきまして、いさしく、さういふ官公職員だけがその意思の何ら表示の方法が、殊に公選によるところの公職の候補者になることができない、しかも「人事院規則で別段の定めをした場合を除いては」とあります、さういふ場合を除いては、さういふ意味であるか、これをお聞きしたいと思ひます。私どもはこの政治的活動の部面において意思表示というものが、殊に官廳における職員というものが、何とはなしに型の中にはまつて、さうしてかたくなな氣持で、一般の大家とはかけ離れたやうにも考へておるといふことが、私どもどうして

もぎぢやないかと考へるのであります。やはり官廳の職員であらうとも、そこに自由なる意思をもつて、いつも輿論を聞き、輿論をお互に感ずるという感受性を敏感にもつておるといふことが、一番私どもはよいのではないかと考へるのであります。私はこの點についてちよつとお聞きしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 この百一條の問題は、度々皆さんの御心配の對象と申しまするか、さういふやうなお心持での御質問の對象になつてまいつたのであります。この根本の趣旨につきましては繰返して述べること省略いたしますが、ただいま直接のお尋ねでありますところの人事院規則云々の關係につきましては、これは前同もたしか申し上げましたが、私どもがさした考へておるやうなものとあつてあげますれば、要するにこの選挙運動等のために役所の仕事をさう阻害しないので済ませ得るもので、しかもその公職そのものは政治的な色彩のさほど濃厚でないものといふものが、まずこの規則で除外されるべきものであらうと考へるわけでありませう。従いましてこの例をあげますれば、たとえば農地委員というやうなもの、選挙によつて選ばれることになつておりますが、かような公職のごときは、ここで除外しても一向差支えないのではないかとさういふ氣持を、ただいまのところもつておられます。たつた一つの例をあげておるのであります。が、さういふやうな例から、最も妥當、適正と思われる範圍の除外を、この人事院規則で定められることになるであらうというふうにお答え申す次第であります。

○戸叶委員 缺席中にあるいは出た御質問かと思ひますけれども、一顧お尋ねしたいと思ひますが、この公務員法は、すなわちこれまでの官僚の弊風を是正して、さうして官吏を公務員として民主化することを目的としたものであると思ひます。さうだといたしますと、公務員を人民の公僕とするためには、公務員に對する國民からの直接の意見とか、あるいは註文といふものを聴くようにしなければならぬと思ひます。官僚制度とか、あるいは官僚に對する反感といふものは、國民が接觸してはいた職場、特にまど口においてもたれたものであると思ひます。従つてこの面からは正していかなければならぬと思ひます。であります、これまでもの鐵道の従業員とか、あるいは郵便局のまど口やら、あるいは警察官とか、あるいは經濟警察の常務者というやうな人たちの不親切とかさ意慢なんかに對する人民の不平や不満といふものが、絶えず新聞紙上を賑わしているのではないかと思ひます。さうした意味におきまして、人事院におきましてはただ単に各官廳からの人事主任の人たちからの人事關係のことだけを聴くといふやうなことではなしに、國民からのいろいろの意見を聴くといふやうになつて、さうした機關というやうなものも設ける必要があるのではないかと思ひます。さういふやうに人事院に國民の聲を聴くやうなところができてこそ初めてこの法案の効果が現れるのではないかと存するのではありませんが、御當局の意見を伺いたしたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 戸叶委員のおつしやるところまことにごもつとも考へます。要するに全國民の奉仕者でありますから、その公務員が全國民に對して不満足な氣持なり不平を懷かせるやうな行動があつてならないことは當然であります。そこで今お示しの國民の側から何らかこれに對する非難あるいは不平なりを訴へ出ることについて、制度上の考慮が必要ではないかというやうな御趣旨を拜承するのであります。一番大きく考へますならば、公務員は、先ほど申しましたやうに、全國民の奉仕者でありますから、公務員に對する不平不満あるいは彈劾的の氣持が最も權威のある形で現われますのは、國民代表の機關である國會であると思ひます。従いまして國會がその代辯者として活動する場合が一番大きな段階における事柄であると思ひます。なおそれに關連しての問題であります。が、御承知のやうに新憲法に明らかに第十六條という特別の條文をおいて、いわゆる請願のことを規定してあるのであります。その請願の中にも、たとえば公務員の罷免に關してというふうに、少し目立つた書き方でありませうが、この公務員の罷免云々というものが重きをおいてあることはわかれとして、さういふ形があるいは國會に對する意思の表明として現われて、國會の權威の發動になることももちろんありませう。あるいはまたその手續が當該職員を統括してありますところの役所の長官の方へ參つて、長官の本來の職權の發動を促すこともございませう。それからただいま戸叶委員の仰せられましたやうな、人事院とさういふ一つの統括機關の方へその手段が向けられて、人事院の適切な機能の發動を促すといふ方面に働いてくるこ

ともあらうと思ひるのであります。従つてこれらのことはすべて相關連し、相並行してあるべきであると思ひるのであります。さういふ一つを取上げて制度化するといふやうな問題ではないやうな氣持をもつておるわけでありませう。現在の政府の立場といたしまして御趣旨のやうな事柄が一般の聲となつて、むしろ輿論といつてもいいと思ひますが、それに應じて應急の措置をいたしましては行政監察委員會といふものを中央及び各省に、場合によつてはまた地方に置きまして、一般公務員の、今ちやうど御指摘になりましたやうなまど口の不親切であるとか、客扱いの不親切であるとかいふやうなことを矯正する方の努力をしておるのであります。この委員會の運営につきましても、極力民間の意向を反映していただきますために、まずその構成委員會の構成員に民間の方がはいつていただきます。と同時に、一般の投書等を歡迎するといふことを、特に明らかにいたしまして、その機能發揮に遺憾なきを期しておるわけでありませう。この行政監察委員會の制度が公務員法實施の後はどういう形になりますか、これはわかりませうが、ただいまのところはさういふ努力をしております。従いまして公務員法がいよいよ發動する場合におきましては、今の行政監察委員會の行政機構もよく考へまして、また適當の措置を講ずる時期があるのではないかとさういふやうに考へております。ただいまのところでは今のやうな、監察委員會の制度も今月初めにできたばかりでありまして、まだその結果もわかりませうけれども、これで一つ大いに努力してみよう、さうして將來また公務員

ておるということが、私どもどうして

〇戸叶委員 缺席中にあるいは出た御

りまするから、その公務員が全國民に

發動を促すという方面に働いてくるこ

してみよう、そうして將來また公務員

法の發動の際に、その成果に顧みて必
要があればまた適切な公正なる措置を
とらうという考えであります。

〇竹山委員長 なる御質問もあらうと
思いますが、明日、先ほど申し上げま
したように、兩院の合同審査會を開き
ます豫定になっておりますので、今ま
で連日非常に御勉強いただいた審議の
状況を、大體私の頭に記憶の範圍にお
いて、問題の點だけを大まかに整理を
してみる意味において、一應こういう
問題があつた、ああいう問題があつた
というふうに申し上げていつて、なお
重大な落ちがありましたならば、お氣
付きの點を申し出をいただいて、一應
中間的問題のあり方だけを整理して
みたいと思ひます。政府側でも落ちが
ありましたら一つ申していただきたい
と思ひます。

全般的の問題は今戸叶委員のお話の
ように、法制全體に對しての御注文な
り、御意見なりは各方面からありまし
た。それはまた總括的な場合に譲ると
いたしまして、ごく條文的な問題の方
を先に取上げてみたいと思ひます。

第一條については、先ほどのお話の
ように、條文があまりうまくないとい
う意見はありましたが、これに關連し
ては地方の公務員といいますが、地方
團體についての法律を別途に出さなけ
ればならぬという問題が、これに關連
して起つてまいります。

それから一般職及び特別職の問題
は、非常にいろ／＼な問題があるわけ
で、今まで出たうちでは各省次官のご
とき、それから九號の建設院の長等は
どうなるかという問題になつてまいり
ます。それから十二號の現業廳の問題
は、非常にはつきりしたようではない

部分があるわけでありまして。それから
十三號についても人事院規則で定めな
ければならぬ部分が出てまいります。
それから十四號についても同様のこと
が論ぜられております。それから十七
號については、これは出ませんでしたが
けれども、ほかの委員からの申出もあ
ります。現在の問題は、これと關連
をして何らかの考慮が必要があるかど
うかという意見の申出がありました。な
お教員等を別に特別職にしたという
意見もありました。これは附則の方で
補つてあるから實行上の差支えはな
らうということになつております。

それから第二章の人事院の問題は一
番やかましい問題であります。全般的
的には人事院に對しては人事委員會の
意見が主張をされておるわけで、それ
はごく少數の人事院で孤立したもので
いくことに意見があるわけでありま
す。それから人事院の部局をどうする
かという問題が出ております。

それから第五條は、今申ししたよう
に、人事院の人事官の問題が關連をし
て別の意見が出ておるわけでありま
す。

第六條では最高裁判所長官に宣誓を
するのをおかしいこと、國會に對して
宣誓をする方が筋じやないかという意
見が出ておるわけでありまして。

第七條は、やはり別途の考え方とし
て人事官による任期についての説が出
ております。

それから人事官の問題に關連をして
おりますが、十條の、國務大臣の俸給
に準ずる人事官の俸給の問題は、これ
は會計検査官との問題と同様の問題に
なつておるわけでありまして。
十三條の事務總局の問題も、この内

容の問題と、またもつと簡素な事務局
でよろしいという考え方があります。

それからこれは單なる質問でありま
したが十八條の給與の監理をするとい
うのは會計検査院のようなことをする
のかというようなことがありましたが、
これは別の立場でやるのだという
ことであります。

二十一條で、權限の重要でないもの
は委譲するということ。

それから二十五條の人事主任官の選
定の仕方が、もつと民主的にやる方法
をとらなければいけないじやないかと
いうこと。

二十八條の社會一般の情勢の變化に
適應してというのについては、これは
條文としての問題ではありませんけれ
ども、内容に給與その他の問題、官職
の制度その他の問題が論ぜられておる
わけでありまして。

それから二十九條の職階制について
はまだ十分なる審議が送げられており
ません。

それから三十三條の試験の問題につ
いては、これは人事院規則の内容等に
若干の問題があつたのであります。

三十六條の試験の問題はこれはたび
たび各方面から試験の問題に對する御
心配の點がありまして、人事院規則で
やるのだというところだけでは、どうも
安心がしきれない向きがあるわけで、
政府もまだ具體的にどうしようという案
の示しがありませんから、いろ／＼杞
憂の點があるわけでありまして。

三十八條の第五號の政府を暴力で破
壞することを主張する政黨の問題であ
りますが、これは法制局長の説明もあ
りました。なお意見があつたわけで
あります。

それから、試験については全般的に
いろ／＼御意見があります。

それから五十九條の條件附の採用と
いうようなことは、教員等の場合、こ
のために能率を落したり、かえつてマ
イナスの面ができやしないかという心
配も出ております。

それから六十二條、六十三條の給與
の問題は、いづれ法律で定められる問
題であります。これについてのいろ
いろの問題があります。

七十三條は、今受田委員等からも出
ましたように、各號について元氣回復
の問題や、再教育の問題、あるいは表
彰をしたらよくないかというような、
いろ／＼能率増進に關する意見があり
ます。

七十七條は、職員降任、免職等の
場合に對する團體協約等の問題があり
ます。

それから八十條の三號についても、
あまりあつさりしておつて、團體交渉
の問題と關連をして不安の點がある。

それから八十一條には、懲戒の問題
が急にやり方が今までと變つておるこ
との可否の問題の意見があり、なおこ
れに關連して公務員に對する國民の彈
効權の問題等も出ております。

それから九十五條、九十六條等につ
いても、どうもいろ／＼書き方の問題
等に疑義があり、また少し度が過ぎて
おるとか、足りないとか、いろ／＼の
意見があります。

百一條については先ほど出ました
ように、政黨の關係についていろ／＼
意見が出ております。

それから百二條について私の企業に
對する問題、それから退職後二箇年間
の就職禁止の問題は、これは兩面の意

見が出ております。

それから第五條、勤務條件のこと
についても、團體協約等との關係の意
見が出ております。

それから第八節の恩給については、
根本的に可否の議論が出ておるわけ
であります。

附則については、第一條において二
十二年十月一日から實施するといふこ
とは、現にこれは實行不可能でありま
すから、修正いたさなければならぬ問
題が直面しております。なお逐次實施
をしていくということについてのその
やり方等に對する意見も出ておりま
す。

第二條の臨時人事委員會は、どうも
重く考へたり軽く考へたりして、實際
の問題と考へ方の問題に大分食い違ひ
があります。これは當然普通の人事官
じやないかという書き方のところもあ
るし、非常に輕く扱われておるところ
もある。現に眞中ごろで「兩議院の同
意に關する部分を除く」というところは
けしからぬぢやないかという意見が出
ておるわけでありまして。

十一條の、臨時的職員扱いの問題、
それから十三條の外交官、領事官、
教員、裁判所の職員というような特別
の問題、これも非常に及ぶところが廣
いのと、原則と特別との關係という
問題があります。

十四條においても同様のことがあり
ます。

まだ落ちがあらうと思ひますから御
注意願ひたいと思ひますが、今までに
論議された問題の條文的な主たる問題
は大體さうなことであります。全
體を通じては、非常に人事院規則とい
うものが多すぎて、しかもこれは政令

でもなければ、中間的なものであるという一つの特例でありますので、これは重くも考えられるし軽くも考えられる。あるいはもつと法律によらなければいかぬやないかというところもあります。また政治から非常に切離してしまふことがいいか悪いかという問題。労働組合の團體交渉との關係がこれでは非常に制約されるのかどうかというようなこと。いずれにしても人事が百政のもとである。この法律の運用が非常に重大なことであると同時に、日本の官吏制度の根本的改革を企圖しておるには、いろ／＼両面に考えられ、非常に改革をされるようにも考えられるし、またこれによつて官僚が温存されるようにも考えられるというふうに、今までの議論が聞わされたように思います。

大體今までの質疑の状況を要約して申し上げましたが、何か重大なる落ちがあれば……

○受田委員 この條項の中で、人事院規則の中で、懲戒に關する事項と、それから今の任用に關する事項、こういう所で、もつと民主化された委員會のよりなものを組織してやれ。採用の所では、三十六條の選考機關というようなもの、非常に民主的なものであるように希望するというような論議があつたわけです。それから懲戒の所では、事前に懲戒委員會のようなものがある點まで必要でないか、この點二様の意見があつたわけです。それから全體を通じての問題として、一般職と特別職との境界、今の教員のようなもの、檢察のようものをどうするか、これは附則の十三條とも關連するのでありますが、附則の方では檢察官や教

員を特例をもつて規定するように書いてありますが、そういうものは特別職として考えても適當ではないかというような意見もあつた。大體それくらいのことです。

○竹山委員長 ありがとうございます。政府側で何かありますか。

○佐藤(達)政府委員 大體盡きておるように思います。

○竹山委員長 それでは大體明日の兩院合同審査會に際しての衆議院側の審議状況、空氣については、今私が申し述べました線に沿つて參議院側との協議に臨みたいと存じます。もちろん審議の中途でありますから、決定的なこととは申し述べられませんが、委員の各位とともに兩院の合同審議に臨みたいと思います。

○受田委員 この大事な法案を審議するにあたりまして、決算委員の責任は非常に重大なものであります。委員の出席がまことに寥々としておりますので、この少數をもつてこの重要法案を決定するということは非常に危険であると思ひますし、いろ／＼合同審査會並びに合同理事會及び準公聽會のようなものも組織されたとしても、要は本委員會が最後の決定をする機關でありますから、この點かかる重要法案が出たときには、全員残らず出席するごとく、萬策を盡して御督勵方を委員長にお願いを申し上げます。

○竹山委員長 委員長としても努力をいたします。それでは本日はこれにて散會いたします。

午後三時四十八分散會